

東 基 連

1

No. 782

定価/100円(消費税込み)



謹賀新年

令和7年元旦

会長(代表理事)

十河 英史

日本製鉄株式会社 取締役

副会長(代表理事)

宮 健司

大日本印刷株式会社 代表取締役副社長

副会長

三原 隆正

株式会社東芝 執行役上席常務

副会長

池田 渉

JFE スチール株式会社 常務執行役員

副会長

瀬尾 明洋

株式会社 IHI 取締役常務執行役員

副会長

藤本 達也

日本通運株式会社 専務執行役員 東京支店長

副会長

直木 敬陽

全日本空輸株式会社
代表取締役専務執行役員

副会長

松永 恭興

株式会社日立製作所
人財統括本部 人事勤労本部長 兼
エンプロイヤーリレーション部長

副会長

福原 真一

株式会社クボタ 東京本社 常務執行役員
環境事業部長 水循環事業ユニット長

理事

三好 忠満

(公社)東基連 中央労働基準協会支部長
日本製鉄株式会社 執行役員 人事労政部長

理事

奥村 英雄

(公社)東基連 上野労働基準協会支部長
TOPPAN ホールディングス株式会社
執行役員 人事労政本部長

理事

外山 博光

(公社)東基連 王子労働基準協会支部長
城北信用金庫 人事部長

理事

井上 浩

(公社)東基連 足立荒川労働基準協会支部長
大東工業株式会社 代表取締役

理事

深見 靖也

(公社)東基連 亀戸労働基準協会支部長
株式会社 IHI 人事部本社人事グループ長

理事

上坪 伸二

(公社)東基連 江戸川労働基準協会支部長
第一三共株式会社 葛西研究開発センター
事業場長代行

理事

濱田 圭佐

(公社)東基連 八王子労働基準協会支部長
コニカミノルタ株式会社
総務部総務企画グループリーダー

理事

小林 信次

(公社)東基連 立川労働基準協会支部長
ニッコーフーズ株式会社 代表取締役社長

理事

佐藤 勝

(公社)東基連 青梅労働基準協会支部長
トヨタ S&D 西東京株式会社 次席執行役員

理事

朝長 正隆

(公社)東基連 三鷹労働基準協会支部長
横河電機株式会社 執行役員 人財総務本部長



監事

清田 太三

大成建設株式会社 東京支店 安全・環境部長

監事

川口 幸子

多摩信用金庫 常勤理事

発行所/公益社団法人 東京労働基準協会連合会 発行人/上島卓司

〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8 TEL / 03-6380-8305(代) FAX / 03-6380-8405 <https://www.toukiren.or.jp>



新年のご挨拶



新年を迎え謹んで お慶び申し上げます

公益社団法人
東京労働基準協会連合会
会長 十河 英史



会員の皆様には、旧年中、当連合会の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、我が国経済は、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクになっているものの、緩やかに回復して参りました。ただし、物価上昇や、アメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意しなければならないでしょう。

このような中、完全失業率や賃金水準など雇用環境は改善しつつありますが、企業における人手不足感は継続しており、「103万円の壁」による働き控えの削減、高齢者や外国人の雇用拡大が注目を浴びているところです。高齢者については70歳までの雇用が努力義務とされるなか、さらなる雇用拡大を目指して在職老齢年金の制度変更にも影響が及ぼうとしています。また、外国人労働者は令和5年に200万人を超えました。また、昨年6月、技能移転による国際貢献を目的としていた「技能実習制度」が抜本的に見直され、人材の育成・確保を目的とする「育成就労制度」が創設されました。同制度に関する改正法は令和9年までに施行されることとなっています。厚生労働省と各労働局が推進している「第14次労働災害防止計画」においても、高齢者や外国人を被災者とする労働災害の防止が重点対策として取り組まれております。

一方、労働者ではない形で就労する、いわゆるフリーランスの保護が求められるところとなり、昨年11月からは新しい法律が施行されました。また、本年4月からは労働安全衛生規則等の改正により、一人親方や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、各種安全衛生措置の対象とすることが求められます。さらには、育児や介護と仕事の両立を拡充するために、育児・介護休業法等が改正され、本年4月1日から施行されます。

このように、我が国においては高齢者や外国人の雇用を拡大しつつ、多様な就労形態を保護することによって少しでも人手不足感の解消を図ろうとしている状況にあります。

こうした中、当連合会におきましてはこれら法令改正の周知を図る一方で、教習機関として質の高い講習を少しでも多くの方に受講していただくべく尽力しているところです。化学物質管理者専門的講習、保護具着用管理責任者教育、テールゲートリフター特別教育や、金属アーク溶接等限定技能講習など、新たな教習科目を引き続き拡充して参ります。

組織面におきまして、支部の合同事務所化により協会運営が活性化されるよう期待しているところです。引き続きご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

結びに、各企業の皆様のますますのご発展と安全で安心な職場づくりがなされますよう祈念申し上げます。まして新年のご挨拶といたします。

謹んで新春の お慶びを申し上げます



東京労働局長
富田 望

令和7年の年頭に当たり、東京労働基準協会連合会並びに会員の皆様には、平素より労働行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復しているところであり、東京局管内においては、求人が底堅く推移し、雇用情勢は、緩やかに持ち直しているものの、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要があります。

さて、政府においては、物価上昇を上回る賃金上昇を全国的に幅広く普及・定着させるため、最低賃金について、「2020年代に全国平均1500円」という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続けることとし、昨年11月には、最低賃金の今後の中期的引上げ方針について、政労使の意見交換が行われたところです。

こうした動きがある中で、東京労働局では、国民一人ひとりが安心して生涯活躍できる社会の実現に向け、以下の事項を重点としつつ、行政運営に努めてまいります。

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規労働者への支援等

昨年の春闘における主要企業の賃上げ率は、一昨年を大きく上回る5.33%となり、引き続き、高い水準となる賃上げが実現しました。この流れを中小規模事業者の労働者や非正規雇用労働者にも波及させ、「構造的な賃上げ」に繋げていくことが重要です。この1月29日には東京における政労使会議を実施し、政労使が一体となって賃上げに向けた機運の醸成を図ってまいります。

また、「同一労働同一賃金」を実現するべく、正社員とパートタイム労働者や有期契約労働者、派遣労働者との間の不合理な待遇差の解消に向けて、指導を行ってまいります。

さらに、積極的な設備投資等によって賃金の引上げを行う事業者には、業務改善助成金の利活用を促してまいります。一方で、1,163円と改正された「最低賃金」の遵守・徹底を図るための監督指導を行ってまいります。

2 人材確保支援の推進

生産年齢人口の減少等に伴い、多くの職種で人手不足となり、特に、医療・介護、保育、建設、警備、運輸分野等の職種で人手不足感が顕著な状況にあります。都内8か所のハローワークの人材確保・就職支援コーナー等を中心に地方自治体・業界団体と連携し、積極的なマッチング支援を進めてまいります。

加えて、各企業が業務の効率化を図るとともに、働く人々が能力を発揮していくためには、デジタル分野の知識が必要となっております。職業訓練におけるデジタル分野の重点化、IT関連コースの充実や人材確保助成金の活用により、「人への投資」を進めてまいります。

3 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

人材の確保・育成・定着を図るためには、魅力ある職場とする継続的な努力が重要です。

昨年11月1日に施行されたフリーランスの就労環境を整備するための法律「フリーランス・事業者間取引適正化等法」について、公正取引委員会や関東経済産業局等とも連携しながら履行確保を図ってまいります。

また、フリーランスの労災保険制度特別加入拡大の動きに対応していきます。

労働者が安心して働ける基盤を構築する観点から、労働保険の未手続事業解消への取組や労働保険料の適正徴収等を進めていくことも重要です。

さらに、改正育児・介護休業法による子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置、育児・介護に直面した労働者に対する両立支援制度の個別周知・意向確認等の履行を図ってまいります。

全ての働く人々に魅力ある職場環境を整えるべく、長時間労働が懸念される企業等への監督指導等を通じ、「働き方改革」の推進と定着を図っていきます。

また、昨年4月から時間外労働の上限規制が適用となった「建設業」及び「運輸業」等は人材不足業種の一つでもあるため、発注者や荷主も含めた業界全体に対して総合的な取組を進めていきます。

医師についても、同様に関係機関とも連携して法令の周知と支援を進めてまいります。

さらに、第14次労働災害防止計画に基づき、建設業、第三次産業に対する指導等を通じて労働災害防止対策を進めると共に、メンタルヘルス等の健康確保対策も進めてまいります。

障害者雇用については、障害者就業が一般的に困難な業種に設定されている除外率を令和7年4月に引き下げ、雇用率引き上げを令和8年7月に予定しており、あらゆる機会をとらえて周知を行うとともに、関係機関と連携した支援を積極的に行ってまいります。加えて、労働者派遣事業、職業紹介事業等の民間人材サービス事業者の適正な運営のため、指

導監督に取り組むとともに、令和7年に施行される職業安定法に基づく省令や指針等の改正について、周知・啓発を図ってまいります。

4 女性の活躍推進

男女の賃金の差異の情報公表、男性の育児休業の取得促進や育児休業等取得状況の公表を通じ、男女共に働きやすい職場の整備を進めてまいります。

さらに、子育て中の女性等に対する就職支援については、マザーズハローワークを中心にオンラインを活用した就職支援や地域と密接に連携した出張相談等アウトリーチ型の支援を徹底してまいります。

こうした施策の推進に当たっては、東京労働基準協会連合会の皆様方との一層の連携が不可欠なものと考えております。

貴会並びに会員の皆様の引き続きの御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、貴会の益々の御発展、会員の皆様の御健勝を祈念申し上げ、新年の御挨拶といたします。

新年のご挨拶—編集委員—

新年明けまして おめでとうございます

旧年中は、東京労働基準協会連合会会員の皆さまに労働行政の推進につきまして、多大なる御支援、御協力を賜りましたことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返ってみたところ、私個人としては皆様にご紹介できるような出来事はありませんでしたが、国内においては1月1日早々に能登半島地震という大変痛ましい出来事が発生し、その後も実に様々な出来事がありました。特に、一公務員である私の記憶に強く残っているところでは、衆院選で与党が過半数割れとなったことでしょうか。

つくづく「激動の1年だったなあ」と感じたのですが、ここ数年、年末になると毎回同じような感想

を抱いていることに気が付きました。それだけ、現在の世の中はめまぐるしく変化をしているということでしょう。

東京労働局におきましても、こうした変化に取り残されないよう、国民の皆様の御期待に応えるべく様々な施策を推進していかねばならないものと感じを引締めしております。今後とも、労働局、労働基準監督署、ハローワークの全職員が一体となり、労働行政の推進に取り組んでまいりますので、変わらぬ御支援、御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

末筆になりましたが、本年が皆様にとってよい年となりますよう心よりお祈り申し上げます。

東京労働局総務部総務課 村田 公信

新年あけまして おめでとうございます

旧年中は、会員ならびに事務局の皆様には大変お世話になり、誠にありがとうございました。本年もどうぞよろしく願い申し上げます。

去年は、生成 AI(人工知能)の進展が話題になりました。生成 AI 技術は、テキスト生成、画像生成、音声生成など多岐にわたる分野で活用され、私たちの生活やビジネスに大きな影響を与えています。例えば、AI が作成した文章や画像が SNS で話題になったり、ビジネスシーンでは AI が自動でデータ分析を行い、効率化を図るなど、さまざまな場面でその可能性が広がっています。

生成 AI の進展は、私たちの働き方にも新しい可能性をもたらしています。AI を活用することで、単純作業の自動化やデータ分析の効率化が進み、よりクリエイティブな仕事に時間を割くことができるようになりました。また、AI が提案するアイデア

や解決策を取り入れることで、新しい価値を創造することも可能です。

しかし、生成 AI にはデメリットも存在します。例えば、AI が生成した情報の正確性や信頼性に疑問が生じることがあります。また、AI の利用が進むことで人間の仕事が奪われるのではないかと懸念もあります。さらに、AI が生成したコンテンツが著作権や倫理的な問題を引き起こすことも考えられます。

これからも、生成 AI のメリットを最大限に活用しつつ、デメリットにも目を向けて適切に対処することが重要です。技術の進展に柔軟に対応しながら、皆様と共に新しい挑戦を続け、より良い未来を築いていきたいと思えます。

最後になりますが、皆様の今年一年の安全とご健康、ご多幸を心よりお祈り申し上げます。本年もどうぞよろしく願い申し上げます。

株式会社 IHI 藤原 正紫

新年あけまして おめでとうございます

旧年中は、会員ならびに事務局の皆様には大変お世話になり、誠にありがとうございました。本年もどうぞよろしく願いいたします。

2025 年は、昭和 100 年です。昭和に換算する意味は無いのですが、昭和生まれの私としては、節目としても感慨深いものがあります。今年はいよいよ少し昭和ノスタルジーを感じる機会を増やしてみたいと考えています。

ところで「失われた〇年」という言葉があります。概ね 1990 年代初頭のバブル崩壊を起点として「失われた 10 年」など節目を迎える度に言われてきましたが、いよいよ終わりにできる兆しが現れてきたと感じています。

そもそも何が失われたのか、何が問題なのか、

個々人で意見が違いますが、私はデフレイマインドによる悪循環や閉塞感だと考えています。ところがコロナや紛争など悪い原因により物価が上昇し、それに伴い賃金も上昇する良い結果が出始めています。

今年は政策的な援護も受け、物価高に見合う賃金上昇やセーフティネットの整備等により日本経済の持続的安定的な成長をさせていくスタートが切れるかどうかの瀬戸際の年になるかと思えます。少し無邪気なインフレイマインドを取り戻し、「失われた 30 年」で終わりにして、特に若い年代の方に、少しでも多くの夢と希望を持ってもらいたいと期待しています。

最後になりますが、世界の平和と皆様の今年一年のご健勝とご多幸を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

大成建設株式会社 鏡原 英史

新春のお慶びを 申し上げます

旧年中は、会員ならびに事務局の皆様には大変お

世話になり、誠にありがとうございました。本年もよろしく願いいたします。

去年は、一昨年にも増して、異常気象により東京都心では 10 月 19 日に観測史上最も遅い真夏日を記

録したかたと思うと、低気圧からのびる寒冷前線の南下にともない、日本海側の広い範囲で激しい雨となり、熱中症にも水害にも気をつけなければならない変化の激しい年となりました。

これは、今年も同じような気候になるのは想像に難くないと思います。地球沸騰化の時代の到来(国連事務総長グテーレス発言)、熱中症については精神論では立ち行かず、暑熱順化の早期実施や従来の対策グッズの配布に加え、デバイス等のデジタルを活用した対応が必要になってくると思います。

また、南海トラフに関連する地震をはじめ、各地で地震や水害のニュースが多く見受けられ、正しい情報を得て事前準備を進めていくことも重要であります。さらには、ご家族・ご友人等と災害時の対応についても、この機会に話し合うことも必要ではないでしょうか。

インフルエンザ、マイコプラズマ肺炎等の感染症対応が必要な時期に入ります。引き続き手洗いうがいの励行等、日々の体調管理の重要性について機会を捉え周知していきたいと考えています。

安全衛生活動は、日々の地道な取り組みを繰り返し継続していくことが重要であると考えます。現場の声をきちんと確認し、しっかりと課題を捉え、取り組みを推進していきます。「行ってきます」と家を出た従業員が、健康な心と体で安全な環境のもと一日の仕事を行い「ただいま」と家に帰る。このあたり前を実現するために、小さな変化もしっかり捉え、効果的な対策を取り組む年にしたいと考えています。

最後になりますが、皆様の今年一年のご健勝とご多幸をお祈りし、新年の挨拶とさせていただきます。

東京ガス株式会社 五十嵐 真

新年あけまして おめでとうございます

旧年中は、会員ならびに事務局の皆様には大変お世話になり、ありがとうございました。本年もどうぞよろしく願いいたします。

去年は、コロナ禍を経てのニューノーマルな仕事や生活の在り方にも変化が見られた一年だったのではないのでしょうか。例えばオフィス回帰。欧米の先端分野でのリーディングカンパニーはいち早く、強制力を伴った原則出社・オフィス勤務に舵を切りました。これに呼応するように、日本国内においても一定割合で出社を求める企業が増えてきたと感じています。

当社のようなモノづくり企業においては、そもそも最前線の従業員を中心に出社して業務をしてきたところですが、企業全体として再度職場での働き方

が変われば、生じる危険や災害の種類、健康リスクの発生源なども変化し、安全への意識にも変化が生じるものだと考えます。そのような変化を敏感に察知し、先手を打って対策を取ることが災害の発生を抑えることに繋がるのだと考えます。一人ひとりが活き活きとパフォーマンスを発揮する、そのためにあらゆる手段を講じる、ということに改めて強く認識し、労働安全衛生活動を推進していきたいと思っております。

当会での活動においては、労働安全衛生に関する有益な情報を会員の皆様にお届けし、お役に立てただけできるよう、微力ながら尽力していく所存でございます。

最後になりますが、本年が皆様にとって幸多く、健やかで実り多い年になることをお祈りし、新年の挨拶とさせていただきます。

株式会社東芝 熊本 大輔

新年明けまして おめでとうございます

2024年4月より編集委員に参加させていただいております。本年もよろしくお願い申し上げます。旧年中は、会員ならびに事務局の皆様方には大変お世話になりました。厚く御礼申し上げます。

安全健康部門に赴任してからようやく1年が過ぎ、始めた頃の頃は右往左往していたことも今では落ち着いて対応できるようにまで成長できました。(社内・グループ会社向けの安全教育や安全診断等を担当)

コロナ禍が終息したことで社内・グループ会社向けの安全教育は、お互いの顔を見ながら開催できる

ようになりましたが、コロナ禍で確立された新しい生活様式に慣れてしまった受講者からは「従来からのカリキュラムが本当にすべて必要なのか」という意見をいただくことが多くなりました。

一方、日々の技術革新による業務の効率化が進むことで、新たなリスクへの対応が求められています。DX 技術の導入等、新たな技術を取り入れた安全管理の考え方についても、どこまで教育に含めるのか検討していかなければならないと思っています。

新年あけまして おめでとうございます

旧年中は会員ならびに事務局の皆様には大変お世話になり、誠にありがとうございました。本年もどうぞよろしく申し上げます。

昨年、物流業界では、働き方改革関連法により自動車運転業務に時間外労働上限が設けられたこと。それに伴い改善基準告示の見直しも行われ、いわゆる「物流 2024 年問題」がクローズアップされてきました。トラックドライバーの総労働時間が制限され、労働時間の減少による輸送力の減少、時間外手当の減少に伴う離職等、従来の輸送力を確保することが懸念される中、弊社としても、協力会社様との

様々な意見があり混沌とした状態ですが、「安全はすべてに優先する」という会社の基本理念を浸透・定着させる思いは損ねることなく、時代の流れに沿ったカリキュラムへ見直しを進めていくつもりです。

最後になりますが、皆様の今年一年のご健勝とご多幸をお祈りし、新年のご挨拶とさせていただきます。

JFE スチール株式会社 水落 登志雄

協議を重ねて連携を強化し、各倉庫・物流センター拠点における予約受付システム導入による荷待ち時間の削減対策など、今後も引き続き取り組んでいく所存です。

とは言え、社員が心身ともに健康に働くために、総労働時間の短縮をはじめとした働き方改革は非常に大切なことです。今後も様々な働き方の変化に対応しながら、「働きやすい職場環境の整備」、「メンタルヘルス対策」を進め、風通しの良い職場づくりに取り組んでまいります。

最後になりますが、皆様の今年一年のご健勝とご多幸をお祈りし、新年のご挨拶とさせていただきます。

日本通運株式会社 深海 昌也

謹賀新年

令和 7 年元旦 会報「東基連」編集委員一同

株式会社 IHI	藤原 正紫
大成建設株式会社	鏡原 英史
東京ガス株式会社	五十嵐 真
株式会社東芝	熊本 大輔
JFE スチール株式会社	水落登志雄
日本通運株式会社	深海 昌也
東京産業保健総合支援センター	上村 和也

東京労働局

総務部	総務課	村田 公信
労働基準部	監督課	今井 義人
	庶務室	信太 尚子
	安全課	葛葉 丈典

健康課	明間 聡	
賃金課	磯部 健二	
労災補償課	有村 紀子	
労働保険徴収部	徴収課	佐藤 英行
適用事務組合課	岡 慎祐	
事務組合室	関根 寿男	
雇用環境・均等部	企画課	吉田 裕介
指導課	川鍋 修康	

事務局	上島 卓司
	工藤 滝光
	古賀 睦之
	島津 園江

エイジフレンドリーガイドライン

働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう

1 安全衛生管理体制の確立

- 経営トップによる方針表明と体制整備
- 高齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

2 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入(主としてハード面の対策)
- 高齢労働者の特性を考慮した作業管理(主としてソフト面の対策)

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

- 健康状況の把握
- 体力の状況の把握

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応
- 心身両面にわたる健康保持増進措置

5 安全衛生教育

- 高齢労働者、管理監督者等に対する教育



転びの予防
体力チェック



口コチェック



転倒等リスク評価
セルフチェック票

その他の転倒災害防止対策



「基本」版



「中高年齢の女性
を中心に」版

労働者の転倒災害(業務中の転倒
による重傷)を防止しましょう

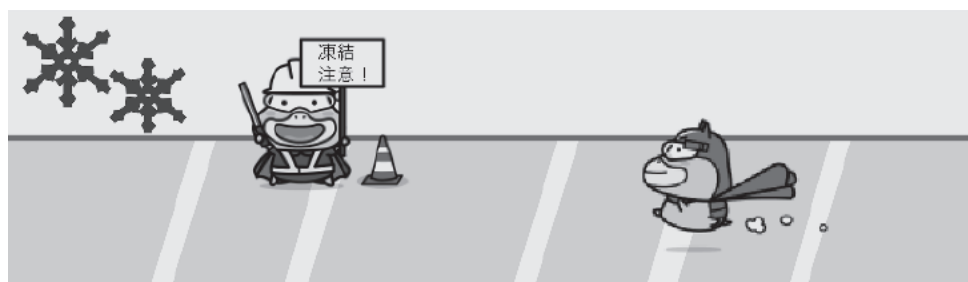


いきいき健康体操



目のセルフチェック
と眼科検診の受診

転倒や怪我をしにくい身体づくり



東京労働局公式 X



Safe Work TOKYO



第30回 桃樹のちょこっと用語
「外国人労働者安全衛生管理セミナー」
どんなセミナー？
答えは、この1月号のどこかに。

第83回(令和6年度)

全国産業安全衛生大会(広島)参加報告 その1

～変わる時代に 変わらぬ誓い 安全・健康・平和な未来～

11月13日から3日間、「全国産業安全衛生大会」が広島県広島市の広島県立総合体育館(広島グリーンアリーナ)及び広島国際会議場他において開催されました。

本大会には約9,100名の方が申し込みをされ、現地参加だけでなく、オンライン配信の視聴という形でも参加されました。研究発表、特別講演、パネルディスカッションなど演目は盛りだくさんで、その一つ一つが充実した内容であり、今後の職場における安全衛生・健康づくり活動に有用な情報を得たことと思います。なお、オンライン限定プログラム配信は11月13日から29日まで行われました。

第1部

1 開会式

全国から関係者が集い、広島県立総合体育館(広島グリーンアリーナ)において、開会式が催されました。

式場には田中厚生労働審議官をはじめ、玉井広島県副知事、荒神原広島市副市長、各労働災害防止団体の代表の皆様が来賓として登壇されました。

また、主催者側として、開催地の労働基準協会を代表して吉永広島労働基準協会会長をはじめ、中央労働災害防止協会の十河副会長(当連合会会長)ほかの方が登壇されました。



国歌斉唱後、この1年間に労働災害により亡くなられた方々を追悼して黙禱が捧げられ、山崎副会長の開会の辞に続いて、十倉中央労働災害防止協会会長がビデオメッセージで大会式辞を述べられました。

十倉会長は、「本日お集まりの方々を含め、安全衛生に関わる全ての皆様の働き手の安全と健康の確保に向けたご努力に対し、心からの敬意を表します。我が国は、経済物価情勢の変動に加え、少子高齢化、人口減少社会の到来や産業構造・就業構造の変化、働き方の多様化など、長期的な社会環境の変化の波を迎えております。とりわけ人手不足の問題は深刻で、働き手の安全や健康に対する問題が生じていないか、引き続き懸念しているところであります。

言うまでもなく、働き手の安全と健康の確保は、全ての職場で基本となる最優先課題であります。安全と健康を第一に考える経営はゆるぎなくいつの時代も変わらないものでなければなりません。しかしながら、直近のデータにある本年7月31日までの労働災害の発生状況を見ると、死亡者数は366人に上り、昨年の同時期より6人増加いたしました。また、休業4日以上死傷者数は、統計を取り始めた1974年以来、初めて4年連続で増加しています。企業をはじめすべての関係者は、今一度気を引き締め、労働災害の防止に全力を尽くさなければなりません。この度、ここ広島の地で全国産業安全衛生大会を10年ぶりに開催いたします。この全国大会は、国内最大の安全衛生に関する経験の共有、交流、研鑽の場であります。最新の情報やノウハウ、好事例など、安全衛生の第一線でご活躍の皆様方に役立つ多数のプログラムをご用意しております。

ぜひ、本大会で得られた成果をそれぞれの職場に持ち帰り、安全衛生水準の向上と経営基盤の強化につなげていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。中災防は従前よりこの活動を知恵の可視化にと、全

国の事業場の皆様方にお役に立てるよう、創意工夫を重ねながら、ご参加の皆様方に還元してまいりたいと存じます。最後に、中災防は本年8月で設立から60周年の節目を迎えました。残念ながら、労働災害ゼロの社会の実現を目指す取り組みはいまだ道半ばであります。今後も、特別民間法人としてその使命を再確認しながら、我が国の安全衛生水準の向上を図り、労働災害の防止に邁進することをお約束し、私の挨拶とさせていただきます。」と結ばれました。

祝辞として、田中誠二厚生労働審議官及びビデオによる室伏広治スポーツ庁長官、玉井広島県副知事、荒神原広島副市長からいただきました。その後、開催地の労働基準関係団体を代表して公益社団法人広島労働基準協会 吉永会長のあいさつがありました。

2 表彰式

開会式の後、表彰が行われました。

中央労働災害防止協会会長賞は、長年にわたりゼロ災害全員参加運動を積極的に推進し、協力会社と一体となって安全衛生活動を展開するとともに、安全衛生マネジメントシステムと鉄道安全マネジメントシステムを融合した管理体制を構築するなど、他の企業の模範となる顕著な成果を上げた**広成建設株式会社**が受賞され、顕功賞は、長年にわたり化学物質のばく露評価や健康影響の研究に従事され、その成果を産業現場に還元するとともに、労働衛生の学術活動においても指導的役割を果たすなど、我が国の産業保健の発展に顕著な功績を挙げられた**圓藤陽子氏(圓藤労働衛生コンサルタント事務所所長)**が受賞され、十河副会長から表彰状等が授与されました。



次に緑十字賞の表彰が行われました。この表彰は、長年にわたり、我が国の産業安全または労働衛生の推進向上に尽くし、顕著な功績が認められる方などに対して行われるものです。

産業安全部門関係で32名、労働衛生関係で14名、産業安全及び労働衛生関係で31名と3件、以上77名と3件の皆様が受賞され、それぞれ代表者に十河副会長から表彰状が手渡しされました。

産業安全及び労働衛生関係で当連合会の安全衛生研修センターの専任講師**小林一氏**が受賞されました。表彰式の後、大会宣言が、参加者の拍手をもって採択され、第1部は終了となりました。

大会宣言

我が国の労働災害は、関係者の努力により、長期的に減少しており、昨年の全産業における死亡者数は過去最少となった。しかし、休業四日以上以上の死傷災害については、第三次産業を中心に増加し続けており、昨年は約十三万五千人にのぼっている。その社会的・経済的損失は膨大なものである。

少子高齢化、人口減少社会が進み、人手不足の課題がますます顕著になる中で、高齢者や女性など多様な人材が安心して働くことができる環境を整えていくことが求められている。そのような中で、転倒などの行動災害やメンタルヘルス不調の増加、働き方の多様化がもたらす影響を注視していく必要がある。

そして、将来の予測の困難な現代において、安全衛生活動を推進し、諸課題を克服していくためには、AIをはじめとするデジタル技術を産業現場に柔軟に取り入れ、複雑化する就労環境と価値観の多様化に対応することが必要となる。また、本年四月に全面施行された化学物質の自律的管理に関する取り組みは、その浸透はいまだ道半ばであり、すべての事業場で継続的に行われるべき課題である。

労働災害のない、安心して働ける職場環境を実現することは、全ての働く人、全ての国民の願いである。そのために、国、事業者、労働者等全ての関係者が、第十四次労働災害防止計画に掲げられた重点事項を確実に実施することが重要である。

本大会は、企業の、さらには業種の垣根を越えて、全国の関係者の参集の下、最新の情報を共有し、学び、交流する「知恵の貸し借り」の場である。ここ広島の地で開催される本大会において、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという決意を新たに、関係者が一丸となって取り組むことを誓う。

右、宣言する。

令和六年十一月十三日

第八十三回全国産業安全衛生大会

第2部

第2部は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長井内努氏の講演の後、中間体操を挟んで、Deportare Partners 代表/元陸上選手である為末大氏が「熟達しつづけるために」と題して講演されました。

1 井内安全衛生部長講演

第14次労働災害防止計画について、労働災害の発生状況は過去数十年で改善されており、特に死亡者数は昭和47年は6,000人を超えていたが755人まで減少しました。この改善は、各事業所での取り組みの成果であると考えています。ただし、最近のデータを見ると、休業4日以上死傷者数は微増の傾向があり、私たちの目標は、労働災害をゼロにすることであり、その実現に向けて国としても継続的に努力していきます。

令和5年4月1日からは新たな計画、第14次労働災害防止計画が動き出しており、8つの重点対策が設定されています。

一つ目として、自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発を挙げています。労働者一人ひとりが安全に対する意識を高めることが求められています。そのため、意識啓発が非常に重要であり、みんなで取り組む姿勢を強調することが必要です。二つ目の重点項目として中高年齢の女性や外国人労働者への対応です。また、個人事業者の問題についても今後の議論が必要とされています。

健康対策としてはメンタルヘルスや化学物質に関する問題が重要視されています。これらの対策は、災害防止計画の重要な柱として位置づけられています。国としては、こうした問題に危機感を持ちつつ、死傷災害を減少させることを目指しています。

一定の目標設定に基づいて、各論でアウトプット評価、アウトカム評価を行い、達成すれば本当に死傷者数を減らせるのか、検証を続けながら模索している段階です。手探りではありますが、今後も試行錯誤を重ねながら、より効果的な目標設定を行い、労働災害による犠牲者をゼロにするための努力を続ける方針です。

労働者の安全を確保するためには不断の努力が必要であり、現在、労働政策審議会安全衛生分科会では、安全衛生法の改正や省令整理に関する議論が行われており、時代の変化に応じた対応が求められています。

現在の主な議題としては、個人事業者への安全衛生対策の推進と、化学物質による健康障害に対する対策が挙げられています。特に個人事業者については、安全衛生対策が不十分な場合が多く、これを改善するための具体的な施策が検討されています。

化学物質による健康障害防止については、これまで物質を限定し、厚生労働省令で規制を行っていたが、現在は個別規制のためリスクアセスメントが必要な化学物質名を厚生労働省が挙げるのが難しくなり、自



第14次労働災害防止計画の概要

令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日までの5か年計画

計画の方向性

- 事業者の安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラスであると周知する。
- 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

8つの重点対策

- ① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの促進
- ② 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ③ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進
陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業
- ⑦ 労働者の健康確保対策の推進
メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動
- ⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線



死亡災害：5%以上減少

死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

らの手でリスクアセスメントを行う必要があり、世界観が大きく変化しました。また、特定機械の製造許可が求められ、プロセスを現代にマッチさせる必要がある。さらに、メンタルヘルスや高齢者対策についても検討しなければならないという重要な問題があります。

労働政策審議会安全衛生分科会の内容がいろいろ報道されているところですが、年内に一定の取りまとめを行いたいと考えており、現在は検討中であるということをご承知おき願います。

個人事業者の安全衛生対策の推進に関しては、建設アスベスト訴訟の最高裁判決の「労働者だけでなく、同じ場所で働く他の人々も保護する必要がある」という結果が考え方の大きな転換点となりました。このため、厚生労働省は令和5年から令和7年にかけて省令改正を進めています。事業者には個人事業主に対し、作業時に設備を稼働させる際の安全配慮や保護具の使用に関する明確な義務が課されることになりました。具体的には、立ち入り禁止区域や喫煙・飲食禁止などの措置を遵守する義務が生じており、これらは令和5年4月から施行されています。これに加えて、個人事業者が自身の責任で安全対策を措置する必要があるかどうかについても議論が行われており、また、建設現場の発注者であるゼネコンなども、単に事業者に指示をするだけでなく、適切な対応を求められるべきである、さらに、個人事業者の業務上の災害報告についても、明確な基準を設ける必要があるとの意見もあります。特に、1人親方が関与する建設現場の問題がクローズアップされていますが、製造現場においても同様の問題が存在することが指摘されています。ILOの基本条約155条に基づく複数の企業が同一の作業場で同時に活動する場合の協力義務については、日本がまだ批准していないため、最近の最高裁判決を受けた議論では、個人事業者の保護を強化するだけでなく、ILOの条約の批准についても検討しています。特に小売業において、異なる企業の個人事業主と従業員が同時に働く場合の安全対策についても、何らかの義務化が求められるべきであるとの意見があります。これらの議論は、今後の労働環境の改善に向けた重要なステップとなるでしょう。

化学物質による健康障害の防止について、令和6年から令和8年にかけて、特に多くの新たな物質が追加される予定です。このような中で、各事業所においては必要に応じたリスクアセスメントが求められており、これが実施されない場合には災害が続く可能性があります。今後の課題としては、SDS交付の確実な履行、リスクアセスメントの実施、営業秘密の保持に関する懸念が挙げられます。また、個人ばく露測定の制度が

労働政策審議会安全衛生分科会における 主な検討項目・論点等について

令和6年4月から労働政策審議会安全衛生分科会において議論を開始。年末を目途に結論を取りまとめる方向で調整中。

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

・危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するため、

- 個人事業者等自身が講じるべき措置(例：規格を具備しない機械等の使用禁止、安全衛生教育の受講)
- 注文者等が講じるべき措置(例：個人事業者等も含めた混在作業による災害防止対策の強化)
- 個人事業者等の業務上災害の報告制度等

などについて検討

2. 化学物質による健康障害の防止

・危険有害な化学物質を取り扱う作業場においてリスクアセスメントを的確に実施し、化学物質のばく露に対して適切なリスク低減措置を講じるため、

- 化学物質の譲渡・提供時における危険・有害性情報の通知制度の改善
- 個人ばく露測定の精度担保のための測定実施者の要件

などについて検討

3. 特定機械等の製造許可及び製造時等検査に係る民間活力の活用促進

・特に危険な作業を必要とする機械等(ボイラー、クレーン等)について、製造時等の検査等が高度化・専門化していることに伴い、EU諸国をはじめとした諸外国の状況も踏まえ、民間移管の促進について検討。あわせて民間機関の適正な業務実施の担保方策を検討

4. 近年の状況を踏まえた労働災害防止対策と健康確保対策の推進

・近年の労働災害の増加傾向の大きな要因となっている高齢者の労働災害防止のため、更なる取組を進めるための環境整備の方策を検討

・労働力の高齢化等により疾病リスクを抱えた労働者が増加傾向であることを踏まえ、治療と仕事の両立のための環境整備の方策を検討

・職場におけるメンタルヘルス対策の強化が重要な課題と認識されている状況を踏まえ、ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策の推進について検討

・「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」(令和5年12月～)の議論を踏まえた一般健康診断の検査項目等に係る検討

十分に担保されていないことも問題視されています。これらの課題に対してどのような対策が講じられるのかが議論されています。

さらに、特定機械の製造許可や製造検査において民間活力の活用を推進する必要性も指摘されています。具体的には、ボイラーやクレーンなどの建設機械に関連する審査について、労働局が関与して従来行われてきたものの、一部は民間での実施が可能であるとの提案があります。専門性が高いため、審査が難しいという問題が挙げられます。特に専門的な知識を持った機関が行うことで、より適切な審査が期待できると考えられており、これが議論の中心となっています。

このほか、高齢労働者の労働災害や両立支援についても言及しており、現在の状況や課題が示されています。高齢者が働くケースが増加していることから、労働災害も増加している現実があります。この背景の中で、厚生労働省がエイジフレンドリーガイドラインを策定しているものの、その認知度が低いことが悩みの種となっています。現時点ではこのガイドラインには法的な義務はなく、今後は何らかの法的根拠を持つように位置づける必要があるとの意見があります。以上の点を踏まえ、今後の議論がどのように進展していくかが注目される状況です。

病院に通いながら仕事をする人が増えている現状や、両立支援ガイドラインの改変についても触れています。これに関連して、主治医と企業との連携方法についての意見収集が行われていることが述べられています。さらに、職場のメンタルヘルスに関する議論やストレスチェックの義務化についても言及しており、50人未満の事業所においては努力義務にとどまっているという現状及び個人のプライバシーに関する問題にも言及しています。最終的には、ストレスチェックの実施状況やその有用性についての議論が続けられているところです。

女性の課題への対応も議論されており、特に更年期症状についての適切な対応が求められています。この問題に関しては、歯科など他の分野との連携を模索する声も上がっており、今後の検討が進められています。また、一般健康診断の項目については年末までに取りまとめを行い、厚生労働省としての方針を決定する予定です。

熱中症に関する懸念も指摘されています。

労働政策審議会の安全衛生分科会は、年末年始には一定の成果を報告する予定であり、その動向を注視していただきたい。

特別講演及び2日目以降の様子については2月号で紹介いたします。



第30回 桃樹のちよこつと用語
「外国人労働者安全衛生管理セミナー」

東基連が厚生労働省から受託した「外国人労働者における労働災害防止対策推進のための広報事業」の一環として実施する講習会。外国人労働者を雇用する事業場の安全衛生スタッフ等を対象とし、外国人労働者の安全衛生管理のポイントを解説する。

セミナーの内容は「コミュニケーションのカギは『やさしい日本語』」、「視覚的な表現方法による『安全表示』」、「安全衛生活動(KYT、5S)等に参加させるときの留意点」、「外国人の健康診断に当たっての注意点」等。

令和6年11月と令和7年2月に、あわせて全国12か所で会場参加型セミナーを開催。また令和6年11月18日と、令和7年2月12日にオンラインセミナーを開催する。

化学物質の管理に関する質疑応答について

東京労働局 労働基準部 健康課

化学物質管理に関する政省令改正については、施行日である令和6年4月までに関係法令・通達・告示等が出そろったところです。

また、新たな規制の対象となる化学物質(リスクアセスメント対象物)については、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質について毎年追加することとしており、改正前の674物質から令和8年4月までに約3000物質程度になる予定です。

今回の改正により対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大することから、当課においてはあらゆる場面においてパワーポイント資料などを活用して説明会を開催しているほか、化学物質使用事業場に自主点検等と併せて資料の送付を行い政省令改正内容について周知を図っているところです。

今回は局に多く寄せられる質疑内容について説明いたします。

問 使用している物質がリスクアセスメント対象物質なのか調べる方法がありますか？

答 まず、使用している物質のラベル表示やSDS内容を確認して適用される法令等を確認してください。

また、ラベル表示においては、危険性有害性の種類を絵表示(全部で9種類あります)することになっていきますので参考としてください。物質名しかわからない場合には、厚生労働省HPに掲載されている「職場のあんぜんサイト」で物質名またはCAS番号から検索できます。さらに、国内の他の法律の規制内容も把握したい場合はNITE-CHRIPという検索サイトが便利です。



ラベル絵表示



職場のあんぜんサイト



NITE-CHRIP

問 リスクアセスメントをどのように進めたら良いのか教えてほしい

答 化学物質のリスクアセスメントに関する指針(令和5年4月27日 基発0427第3号)が厚生労働省から発出されていますので参考としてください。また、厚生労働省において「クリエイトシンプル」という簡単なリスクアセスメントツールを公開していますので活用してください。化学物質リスクアセスメントは平成27年に指針が出ていますが今回の政省令改正を受けて令和5年に改正されています。平成27年版のリーフレットの2次元コードを添付しますので最新の指針による改正点を加えてご活用ください。



リスクアセスメント指針



クリエイトシンプル



リスクアセスメントリーフレット
(平成27年9月版)

問 化学物質の性状に関連の強い労働災害はどのようなものがありますか？

答 全国の災害状況については先般公表されており、業種別の災害事例も掲載されていますので参考としてください。(下段2次元コード参照)なお、東京においては事故の型として有害物等との接触のうち、化学

物質に接触して被災した休業4日以上の災害が年間で30件程度発生しております。業種別では製造業、建設業が多いものの、商業、接客娯楽業、清掃業、その他の業種など、幅広い業種において発生の報告がされております。

問 保護具について何か注意するポイントがありますか？

答 リスクアセスメント対象物の有害性に応じて有効な保護具の選択と使用をすることが肝要です。参考通達等として「①防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用について」「②皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル」を紹介します。

なお、防毒マスクの吸収缶の有効時間は環境中のガス濃度によって大きく左右されること、化学防護手袋についても付着した化学物質や空気中の化学物質が時間とともに手袋の生地を透過することから、何れも作業環境の管理と保護具の使用時間の管理をしていくことが重要です。



①呼吸用保護具の選択、
使用について



②皮膚障害等防止用保護具
の選定マニュアル



皮膚等障害防止の
リーフレット

問 2月に「化学物質管理強調月間」が始まると聞きましたが、事業場として実施する事項としては何が挙げられますか？

答 厚生労働省と環境省が連携し、令和6年度を初年度とし、毎年2月に「化学物質管理強調月間」を展開することとなりました。広く一般職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとしています。事業者による職場巡視、表彰、緊急時の訓練、講習会・見学会の実施、日常の化学物質管理の総点検等が実施事項として示されています。



強調月間内容



化学物質災害事例
(スローガン募集の報道発表と併せて分析結果を公表)

その他、改正政省令に関するQ&Aや、通達・告示等を厚生労働省HPに掲載していますのでご確認ください。



厚生労働省HP
(化学物質関係各種情報)

分からないことは、なんでも「蓮美部長」に聞いてみよう！

第31回

桃樹の「労務・安全衛生 深掘り探訪記」

私は「桃樹」。東基連に入職し、4年目です。まだまだ経験不足ですが、会員の皆様のために頑張ります。

さて、そんな私が、日頃、疑問に感じた事柄について、「労務・安全衛生の専門家」にして、私の上司、「蓮美部長」に、その疑問をおつけ、深く、深く、回答を探っていくコーナーです。宜しくお願い致します。



桃樹さん



蓮美部長

新年、明けましておめでとうございます。今年も宜しくお願い致します

桃樹さん 蓮美部長、明けましておめでとうございます。今年も宜しくお願い致します。

蓮美部長 桃樹さん、明けましておめでとう。こちらこそ宜しくお願いしますね。

桃樹さん はい、今年も会員の皆様のために、全力で挑戦します。

特に、この「労務・安全衛生 深掘り探訪記」は今回で連載31回目となります。

更に、会員の皆様のお役に立てるよう、全力疾走で頑張ります。

蓮美部長 桃樹さん、とても大切な新年の決意です。桃樹さん、素敵ですよ(笑)。

桃樹さん ありがとうございます。うーん、照れちゃいます。

蓮美部長 さてさて、それでは、令和7年第1回の「深掘り探訪記」のテーマは、何かしら？

桃樹さん はい！ 今回は、東基連が実施している「外国人労働者の労働災害防止対策推進の事業」について、お聞きしたいと思っています。

東基連は、「外国人労働者における労働災害防止対策推進のための広報事業」を行っています

蓮美部長 私達、「(公社)東京労働基準協会連合会」、略称「東基連」が厚生労働省から受託している事業ですね。

桃樹さん はい。東基連は、厚生労働省から外国人労働者の安全衛生管理に関する事業を、令和2年度から毎年受託し、5年目になります。

私が東基連に入職したのは令和3年度ですから、その年に既に2年目だったのですね。

蓮美部長 そうよね、桃樹さんも入職して4年なのね。うーん、時間の過ぎるのは早いわね。

ところで、本年度(令和6年度)に受託したこの事業の正式名称は知っていますか？

桃樹さん はい、正式名称は「外国人労働者における労働災害防止対策推進のための広報事業」です。

蓮美部長 あら、きちんと覚えていますね。桃樹さん。偉いさんです。

桃樹さん 蓮美部長、またまた照れてしまいます。

蓮美部長 では、この事業の内容について、簡単に説明してください。

桃樹さん 一つは、日本全国で開催するセミナーです。

これは、外国人労働者を雇用する企業等の担当者、安全衛生スタッフ等を対象としたものです。

もう一つは、外国人労働者が、「労働災害防止のために必要な事項を、視覚や直観的に理解できるイラスト等による表示、及び外国語による注意喚起等の文言」の開発です。

蓮美部長 そのとおりです。

セミナーについては、今回は全国12か所での会場参集型のセミナーと、オンラインでのセミナー2回を行うことになっています。

「外国人労働者安全衛生管理セミナー」が開催される

桃樹さん 蓮美部長、そこです！そこなんです!!

蓮美部長 えっ？どこ？どこ？

桃樹さん セミナーです。セミナーは、令和6年11月に行われ、令和7年2月にも行われます。

令和6年11月は、11日の「群馬県太田市」を皮切りに、18日の「北海道札幌市」、「東京都千代田区」、19日の「静岡県浜松市」、そして25日の「宮城県仙台市」で行われました。

蓮美部長 そうですね。桃樹さんは、私が講師を務めた18日の「東京都千代田区」と、成澤顧問が担当した25日の「宮城県仙台市」でのセミナーに役員として参加しましたね。

桃樹さん 各会場の講師は、東基連の役職員でもある元労働基準監督署長が担当しています。皆さん、この数年間、外国人労働者の安全衛生管理について研鑽を積み重ねてきましたから、とても分かりやすい内容でした。

参加者のアンケートは、どの会場も「とても良かった」と「良かった」が8割に近かったですから参加された皆さんは、大変に満足されたと思います。

蓮美部長 そう言っていただけるとありがたいわ。

桃樹さん 蓮美部長が講師を担当された18日の「東京都千代田区」で行われたセミナーは、リアル参加とオンライン参加のハイブリッド方式。

オンライン参加の申込者が458名、リアル参加申込者が36名と、大盛況でした。

蓮美部長 そうでしたね。講演時間は2時間でしたが、精一杯務めさせていただきました。

令和7年2月にも「外国人労働者安全衛生管理セミナー」の開催が

桃樹さん そして、11月25日に行われた「仙台会場」です。

蓮美部長 成澤顧問が担当された「仙台会場」ね。

桃樹さん 成澤顧問は、この外国人労働者の安全衛生管理に関する事業を、東基連が初めて受託した令和2年度から中心となって取り組んでこられました。

その成澤顧問の講演ですが、これが凄かったです。ポイントを丁寧にお話しされるのですが、外国人労働者の安全衛生管理を通して、受け入れ側を含めて、相互に理解を深めることの重要性も訴えておられました。

蓮美部長 そうですね。大切なことですね。相互理解は、災害防止に挑む安全衛生の大切なポイントですね。

では、桃樹さん、令和7年2月に行うセミナーについて、会員の皆さんに説明してもらえるかしら。

桃樹さん はい。2月のセミナーについて開催日順にお伝えします。

まず、2月6日に「兵庫県加古川市」で開催します。次に14日に「愛知県名古屋市」。以下、18日「福岡県福岡市」、20日「鹿児島県鹿児島市」、21日「広島県広島市」、27日「岡山県岡山市」で開催されます。

蓮美部長 全国各地での開催になりますから、お近くの方は是非参加していただきたいですね。それとオンラインでの開催もあるのよね。

桃樹さん オンラインでのセミナーの開催は、「令和7年2月12日」。

定員500名の予定です。11月のオンラインでのセミナーは満員寸前となりましたから、こちらもお早目の申し込みが大事ですね。

「外国人労働者安全衛生管理セミナー」の参加申込方法は？

蓮美部長 桃樹さん、それでは、セミナーの申し込み方法について説明してください。

桃樹さん 東基連のホームページのトップページを開くと、右側に「外国人労働者安全衛生管理セミナーのご案内」とあります。

ここをクリックすると、今回のセミナーの詳細が記載されているページになります。各会場の所在地や、開催日時の一覧表もここに。

このページの下の方に「Web 申込はコチラをクリック」とありますので、ここをクリックすると、Web 申し込みのサイトに入れます。

開催時間はどの会場も「14時から16時」。説明が最後となりましたが、参加費は無料です。

蓮美部長 桃樹さん、丁寧な説明、ありがとうございました。スマホの方はQRコードからも入れるのよね。

桃樹さん はい、リーフレットの一番下にQRコードがありますから、スマホでカシャッとすれば、Web 申し込みサイトに入れます。本号の23ページにもURLとQRコードを記載しましたので、こちらからも申し込めます。

蓮美部長 2月の開催は西日本が主体となりますが、開催地の方々には足を運んでもらえればと思います。

桃樹さん それと、繰り返しになりますが、2月12日のオンラインセミナー。これは全国どこからでも参加できますから、是非、活用していただきたいですね。

11月に行ったオンラインセミナーでは、文字通り北は北海道から南は沖縄まで、全国から参加されましたので、早めのお申し込みをお願いします。

ご紹介します！「外国人労働者安全衛生管理セミナー」のポイントを！

蓮美部長 桃樹さん、それではここで、「外国人労働者安全衛生管理セミナー」の内容を、ポイントを絞って説明してもらえませんか。

桃樹さん おっと！ おっと！ おっと！（汗）

蓮美部長 「おっと！」じゃないわよ（笑い）。セミナーに2回も参加したのでしょうか。

桃樹さん いや、それは。それはそうですが、蓮美部長のように講師を務められた方からお話しされた方が良いでしょう。

蓮美部長 あら、「仙台会場」での成澤顧問の講演に、とても感動していたじゃない。

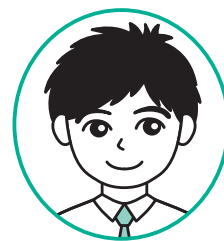
桃樹さん 分かりました。分かりました。分かりました。未熟者ではありますが、説明させていただきます。

蓮美部長 はい！ 桃樹さん、頑張ってください！！

労働災害の現状と外国人労働者に係る労働災害に見られる特徴

桃樹さん まずは、外国人労働者の休業4日以上死傷者数の推移です。

外国人労働者の「休業4日以上死傷者数(コロナ除く)」は、右肩上がりで見えています。直近の5年間を見ても「令和元年：3,928人」、「令和2年：4,416人」、「令和3年：4,577人」、「令和4年：4,808人」、「令和5年：5,672人」と約1.44倍に増えています。



蓮美部長 桃樹さん、外国人労働者数の推移はどうなっていますか？

桃樹さん 令和元年に「165万8,804人」でしたが、令和5年には200万人を突破し、「204万8675人」となっています。

蓮美部長 すると、外国人労働者の増加率は「約1.23倍」ということになりますね。

桃樹さん そうです。外国人労働者の増加率を超えて、休業4日以上死傷災害が発生しています。単に、外国人労働者が増えたから、災害が増えたということでは無いということです。

蓮美部長 桃樹さん、業種別の状況について、簡単に触れてもらえるかしら。

桃樹さん はい、令和5年のデータですが、業種別で最も多いのは「製造業：2,741件」です。次いで「建設業：997件」。

そして、「製造業」の中では、「食料品製造業：1,045件」が圧倒的に多く、食料品製造業だけで建設業を上回っています。次が「金属製品製造業：559件」です。

蓮美部長 「年千人率」から見た傾向は、どうなっているかしら。

桃樹さん 「年千人率」とは、労働者1,000人当たり1年間に発生する死傷者数を示したものです。

全産業で見ると、「全労働者：2.36」であるのに対し、「外国人労働者：2.77」と明らかに外国人労働者の発生頻度は多くなっています。これが製造業では、「全労働者：2.71」に比べて「外国人労働者：4.96」と倍近い数値です。

蓮美部長 外国人労働者が災害に遭う確率が高いことは明らか。その原因を明らかにしなければなりませんね。

事故の型別の死傷災害発生状況。「全労働者」と「外国人労働者」の比較

桃樹さん はい、そこで、ここで、「全労働者(外国人労働者含む)」と「外国人労働者」の「事故の型別の死傷災害の発生状況」を見てみます。

蓮美部長 桃樹さん、いい調子よ！「事故の型別発生状況」では、全労働者と外国人労働者の比較で、とても興味深い特徴が示されているのよね。

桃樹さん はい、そうです。全労働者で最も多いのは「転倒」で全体の2割を超えています。次いで「墜落・転落」。そして「動作の反動・無理な動作」、「はさまれ・巻き込まれ」、「切れ・こすれ」と続きます。

蓮美部長 全労働者で最も多い災害は「転倒災害」。そしてその次に多いのが「墜落災害」ね。

桃樹さん ところが、外国人労働者の災害で最も多いのは「はさまれ・巻き込まれ」。その次が「転倒」、「動作の反動・無理な動作」。そして「切れ・こすれ」が来て、「墜落」はその次です。

蓮美部長 しかも、「はさまれ・巻き込まれ」の発生比率は労働者全体では約1割。ところが、外国人労働者では2割を超えているの。発生比率で見ると2倍もの多さに。

桃樹さん それと、「切れ・こすれも」も発生比率で見ると、2倍近い結果に。

蓮美部長 そう。「はさまれ・巻き込まれ」。そして「切れ・こすれ」が多いのが、外国人労働者の災害発生状況の特徴です。

外国人労働者に「はさまれ・巻き込まれ」災害が多い理由は？

桃樹さん この特徴について、年齢と経験年数に着目した分析をしています。

蓮美部長 そうです。「労働災害の種類別に見た労働災害の発生率」を調査したデータです。経験年数別・年齢別に、事故の型別の災害発生率を見ると、「はさまれ・巻き込まれ」災害では、年齢よりも経験年数による影響が大きいとされています。つまり経験年数が短いほど災害に遭う傾向にあると。

逆に、「墜落・転落」災害では、経験年数よりも年齢が上がることによる影響が顕著であると言えます。

桃樹さん この他、「産業別・年齢階層別の就業者構成比」や「在留資格別・年齢別外国人就業者構成比」。更に「在留資格別の日本語能力」などのデータを基に分析を行い、外国人労働者の災害の特徴を明らかにしています。

蓮美部長 桃樹さん、それでは、ここで外国人労働者の災害発生状況をまとめてもらえるかしら。

桃樹さん はい、次のようにまとめることができます。

- 外国人労働者の災害発生状況は、就労者の増加を上回って増加している。
- 事故の型別では、「はさまれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」災害が多い。

- 「はさまれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」災害は、経験年数の浅い労働者に多く発生している。
- 経験が浅い点に着目すると、来日して間もない「技能実習生」や「定住者」も経験が浅い例が多く、特に注意が必要。
- 経験の不足を補う方法としては、「安全衛生教育」を徹底する必要がある。
- 在留資格別の日本語能力(話す・聞く)に着目すると、労働災害に被災する割合に関連することが疑われる。

外国人労働者に安全衛生教育を行う際の配慮事項

蓮美部長 次に「外国人労働者に安全衛生教育を行う際の配慮事項」について確認しましょう。

まずは、法定の教育についてです。

桃樹さん はい、外国人労働者に限らず、法定教育の基本は、「雇入れ時教育」。そして「作業内容変更時教育」です。

安衛法 59 条 1 項、2 項、そして安衛則 35 条の規定ですが、雇い入れた時と作業内容を変更した際の教育の実施は重要です。

初めての作業を行うに際しては、その作業の持つ危険性などをしっかりと教育することが、外国人労働者にとっては日本人よりも重要と言えます。



蓮美部長 教育に係る実施時間は定められていませんが、実施項目は決められていますから、確実に行っていただきたいですね。

桃樹さん 安全衛生教育の実施方法を検討するに際して、まず問題となるのは「日本語による教育」なのか、「母語による教育」なのか、また「非言語による教育」なのかという点です。

蓮美部長 教育を行う際の「手法・教材での使用言語」の選択についてですね。

桃樹さん いずれも、メリット、デメリットがありますから、その事を踏まえた選択が必要になってきます。

教育教材は多種多様のものが用意されています

蓮美部長 外国人労働者用の教育教材は、多く用意されていますね。

桃樹さん はい、その通りです。

厚生労働省のホームページでは、多言語の教材が示されています。

特に「マンガでわかる働く人の安全と健康」は、17 種類の業種・作業・危険有害要因について、それぞれ 14 言語で用意されています。

汎用教材ですので自社の作業に即した配慮は必要ですが、マンガなので手に取りやすいのは確かだと思います。

蓮美部長 その他、中央労働災害防止協会からも、多くの外国語安全衛生テキストが出されていますから、活用できるものがあるか、確認してみると良いですね。

桃樹さん その他、動画による教材も多くあります。

セミナーでは、「労働安全衛生総合研究所」や「外国人食品産業技能評価機構」などが作成した動画も視聴します。

蓮美部長 セミナーの内容としては、この辺りで三分の一くらいね。

桃樹さん はい、セミナーでは、この後に「やさしい日本語」について、次のような内容を説明させていただきます。

- 日本語による安全衛生教育の実施に当たって～『やさしい日本語』の活用～
 - 外国人住民から見た「やさしい日本語」のニーズに関する調査結果
 - 「やさしい日本語」のポイント

。やさしい日本語 「ハ・サ・ミの法則」

蓮美部長 やさしい日本語については、「やさしい日本語ツーリズム研究会」が作成した音楽と歌による動画「やさしいせかい」や、桂かい枝師匠による落語「入門・やさしい日本語『ハサミの法則』」なども視聴します。

また、「外国人労働者の労災防止を考えるシンポジウム「やさしい日本語」の活用」から、技能実習生の実例なども。

桃樹さん さらに、次のような内容も紹介します。

- 日本語による安全衛生教育の実施に当たって～文化の違いを知る～
- 作業標準の「見える化」→「動画マニュアル」の導入 ※導入事例
- 日本語による安全衛生教育の実施に当たって～あいまいな言葉による『ミスコミュニケーション』～
- 日本語による安全衛生教育の実施に当たって～文化の違いによる『ミスコミュニケーション』～

蓮美部長 セミナーでは、その後に「外国人労働者による災害事例」、「日常の安全衛生活動」、「健康管理の留意点」、「視覚的な表現方法による『安全表示』」、「参考情報」と続くのね。

桃樹さん はい、今月号ではセミナーの内容を全てご紹介することができませんでした。

「やさしい日本語」以降については、2月号で説明させていただきます。

ともかく、2月に全国7か所で開催される「外国人労働者安全衛生管理セミナー」にご参加いただければと思います。

特に、2月12日に行われるオンラインセミナーには早めの申し込みが大切です。

蓮美部長 そうですね。これからの日本を考えた時、外国人労働者の労働災害発生をどう防いでいくかが大切なポイントになっています。その観点からも、一人でも多くの方にセミナーに参加してもらいたいですね。

桃樹さん はい、その通りです。是非参加していただきたいと思います。

さて、皆さん。今月も最後までお付き合い下さり、ありがとうございました。

また、来月、お会いしましょう。

令和6年版 厚生労働省委
「外国人労働者における労働災害防止対策推進のための広報事業」

厚生労働省

外国人労働者 安全衛生管理セミナー

参加無料

整理

いるものといらないものを分け、いらぬものは処分する。

Sort
Classify the necessary and unnecessary items. Discard the unnecessary ones.

整理
必要な品と不要な品を分別し、不要な品を処分する。

Sàng lọc
Phân loại các vật dụng cần thiết và không cần thiết, xử lý những vật không cần thiết.

Organização
Separar o que é necessário e o que não é, descartando o que não é preciso.

整頓

いるものを正しい場所に、わかりやすく収納する。

Set in order
Arrange necessary items so that they can be easily accessed or use.

整頓
必要な品を正しい場所に整理し、わかりやすく収納する。

Sắp xếp
Đặt các vật dụng cần dùng lên theo một cách dễ tìm, dễ sử dụng.

Ordem
Facilidade para encontrar facilmente o necessário.

安全第一 Safety first 安全第一 An toàn là trên hết Segurança em primeiro lugar

近年、外国人労働者及び外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害が増加しています。外国人労働者については、作業に起因した一時的な労働災害防止対策に対して、日本語の理解が不十分であることやコミュニケーション不足により、現場の「整理」の伝達・理解が不十分であること等の理由があることから、外国人労働者に対する内容を補完し理解できる方法による安全衛生管理の実施が求められます。そこで、外国人労働者を対象とする準備を対応し、外国人労働者の安全衛生管理のポイントを解説するセミナーを開催します。

セミナーの内容

- ① コミュニケーションのキは「やさしい日本語」
- ② 視覚的な表現方法による「安全表示」
- ③ 安全衛生活動（KYT、5S）等に参加させるときの留意点
- ④ 外国人の帰国研修に当たっての留意点

【会場開催セミナー】

11/11	11/18	11/18	11/19	11/25
水曜	火曜	水曜	木曜	月曜
2/4	2/6	2/14	2/18	2/20
土曜	日曜	土曜	月曜	水曜
2/21	2/27			
月曜	日曜			

【オンラインセミナー】

11/18 2/12

Zoomセミナー

労働者健康確保には関心ください。▶▶▶

申込方法
Webサイトからお申し込みください。
https://www.toukiren.or.jp/seminar_33.html

お問い合わせ
（公社）東京労働法律協会連合会
TEL 03-6350-6305



東京都内の労働基準監督署における 令和5年の定期監督等の実施結果

68.0%の事業場に法違反の改善指導を実施

東京労働局 労働基準部 監督課

東京労働局(局長 富田望)では、令和5年に管内の18労働基準監督署(支署)が実施した定期監督等^(※)の結果について取りまとめましたので、公表します。

※定期監督等とは、各種情報や労働災害の報告等を契機として、労働基準監督官が事業場に対して実施する調査のことです。その際、労務管理や安全衛生の状況を確認し、法令違反等が認められれば是正・改善を指導します。

定期監督等の実施結果のポイント

1 定期監督等の実施事業場数……14,883 事業場

このうち、10,119 事業場(全体の68.0%)で労働基準関係法令違反あり。

2 主な違反内容

(1) 機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準に関する違反があったもの……3,370 事業場(22.6%)

(労働安全衛生法第20条から第24条のうち衛生基準に関するものを除く)

(2) 違法な時間外労働があったもの

……2,526 事業場(17.0%)

(労働基準法第32条及び36条)

(3) 健康診断の実施に関する違反があったもの

……2,068 事業場(13.9%)

(労働安全衛生法第66条から第66条の6)

労働基準監督署では、労働条件をめぐる問題点を的確に把握しつつ、効果的な定期監督等を実施し、法違反などを確認した場合は是正・改善を指導しています。また、重大・悪質な違反に対しては、送検手続をとるなど厳正に対処します。

表2 主な違反事項別事業場数

①労働基準法違反

労働条件明示 (15条)	賃金不払 (23・24条)	労働時間 (32条)	休憩 (34条)	休日 (35条)	上限規制 (36条)	割増賃金 (37条)	年次有給 休暇(39条)	就業規則 (89条)	賃金台帳 (108条)
1,074(7.2%)	417(2.8%)	2,013(13.5%)	301(2.0%)	179(1.2%)	513(3.4%)	1,693(11.4%)	994(6.7%)	868(5.8%)	983(6.6%)

②労働安全衛生法違反

安全衛生管理体制 (10~19条 (14条を除く))	作業主任者 (14条)	安全基準 (20~25条)	衛生基準 (20~25条)	特定元方事業者・注文者 (30・31条)	定期自主検査 (45条)	作業環境測定 (65条)	健康診断 (66条)
932(6.3%)	468(3.1%)	3,370(22.6%)	312(2.1%)	1,021(6.9%)	184(1.2%)	83(0.6%)	2,068(13.9%)

※括弧内は、定期監督等実施事業場数に対する割合

表1 定期監督等実施事業場数

	定期監督等 実施事業場数 (A)	労働基準関係 法令違反があった 事業場数(B)	B/A (%)
合計	14,883	10,119	68.0%
製造業	971(6.5%)	753(7.4%)	77.5%
鉱業	1(0.0%)	0	0.0%
建設業	7,846(52.7%)	5,125(50.6%)	65.3%
運輸交通業	358(2.4%)	250(2.5%)	69.8%
貨物取扱業	50(0.3%)	28(0.3%)	56.0%
農林業	13(0.1%)	10(0.1%)	76.9%
商業	1,639(11.0%)	1,151(11.4%)	70.2%
金融広告業	242(1.6%)	142(1.4%)	58.7%
映画・演劇業	92(0.6%)	76(0.8%)	82.6%
通信業	39(0.3%)	21(0.2%)	53.8%
教育研究業	399(2.7%)	295(2.9%)	73.9%
保健衛生業	603(4.1%)	423(4.2%)	70.1%
接客娯楽業	811(5.4%)	649(6.4%)	80.0%
清掃・と畜業	277(1.9%)	209(2.1%)	75.5%
官公署	23(0.2%)	0	0.0%
その他の事業 ^(注)	1,519(10.2%)	987(9.8%)	65.0%

(注)「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

※括弧内の数字は合計数に対する割合

労働保険料第3期分の納付について

東京労働局 労働保険徴収部 徴収課

労働保険料(労災保険・雇用保険)の第3期分の納期限は令和7年1月31日となっています。
お近くの銀行・郵便局等金融機関で納付してくださいませようお願いします。



なお、ペイジーに対応していますので、インターネットバンキングやATM(ペイジー対応)からの電子納付もご利用ください。納付書の発送は1月7日及び1月9日を予定しております。
※口座振替をご利用の場合は、令和7年2月14日が口座振替納付日(引き落とし日)です。

オススメする「労働保険料等の口座振替納付」!

『労働保険料等の口座振替納付』とは?

事業主の皆様が、労働保険料や石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の納付について、口座を開設している金融機関に口座振替納付の申込みをします。届出のあった口座から金融機関が労働保険料及び一般拠出金を引き落とし、国庫へ振り替えることにより納付するものです。

『口座振替による納付』のメリット

- ①納付のために金融機関の窓口に行く手間や待ち時間が解消されます
- ②納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課せられる心配がありません
- ③手数料はかかりません
- ④法定納期限から保険料の引き落とし日までに最大2か月のゆとりがあります

※全期・第1期 納期限 7月10日 ⇒ 9月6日 } 口座振替納付日(引落日)

第2期 納期限 10月31日 ⇒ 11月14日

第3期 納期限 1月31日 ⇒ 2月14日

※該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります

かんたんな手続きで完了

①申込用紙を入手(以下のいずれかの方法で入手できます)

厚生労働省 QRコード



・お近くの労働局・労働基準監督署の窓口

・厚生労働省のホームページからダウンロード

厚生労働省 労働保険 口座振替 検索

②金融機関の窓口へ提出

令和7年度からのお申し込みは、令和7年2月25日までに金融機関へご提出ください。

令和7年度全期(第1期)分より、「GMO あおぞらネット銀行」が対象金融機関に加わります。

その他、対象金融機関については、厚生労働省ホームページでご確認ください。

引き落とし前後には、ハガキでお知らせします

- ・毎回、引き落とし日(口座振替納付日)の約3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- ・引き落とし後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。
- ・振替日に保険料の引き落としができなかった場合も、ご連絡させていただきます。

ぜひ、労働保険料の口座振替をご活用ください!

問い合わせ先

東京労働局 労働保険徴収部 徴収課 TEL 03-3512-1634(収納第1係)

〒102-8307 千代田区九段南 1-2-1 九段第3合同庁舎 12階

休憩室

BREAK  TIME

久々の 山登り



昨年の10月に前の職場の後輩M君から体重も増えたので久々に山に行きませんかというお誘いがありました。彼とは「ダイエット企画」と称し、ずいぶん前に定期的に山に行っていたのですが、いつの間にかお休み状態のままでした。

特段断る理由もないので、「軽いのにしてね」と言うと、中央本線で廃線となった「大日影トンネル」の遊歩道が一時通行できなくなったが再開したらしく、行ってみたいので、山梨県は勝沼にある「甲州高尾山」に行きましょうとのことでした。調べてみると、「甲州高尾山」は標高1,000mちょっとの山で、そのトンネルは登山ルートの一つというのではなく、登山を終えて、また別の方向に上り返したところに入り口があるようです。

登山日は10月20日、朝は少し冷えていて天気は薄曇りで少し残念な感じでした。勝沼ぶどう郷の駅駐車場からまずは大滝不動尊奥宮を目指し、舗装されている上り道を歩きます。歩き始めは「久々の山だからこれくらいでちょうどいいね～」などと和やかに進んでいたのですが、30分も経つと息があがり会話ができる状態ではなくなり、大滝不動尊に着いた頃には「もう帰ってもいいかな」と思えるほどでした。しかし大滝不動尊は凜としていて厳かで、滝の音がなんとも心に染み入り、とても気持ちのいいものでした。さて、これから本格的な登山に入ります。登山道は鬱蒼として荒れており、ま

た、倒木が多くなかなか大変なものでしたが、1時間もすると尾根にてで「富士見台」とあるところまで行ってみると木々が開け天気の関係で富士山こそ見えませんでした。しかし、近くの山々を眺めることができました。しかし、甲州高尾山の山頂は木々で囲まれ、低山あるあるなのですが、ここが山頂かというくらい、眺望がまったくありませんでした。そこから国道20号線に向けて、ひたすら下ります。とにかく斜度のきつい下りが延々と続き、初めはよかったのですが、1時間もするとそのうちに筋肉が体重を支えることに悲鳴をあげ始め、太ももは震え、抑えがきかなくなってきました。地図を見るとこのくだりが後1時間半……だいたいの山は下りがきつくてもしばらくすると緩やかになり、それを繰り返すことが多いのですが、この山は違います。直滑降のように下っていきます。もう、気が遠くなりそうくらい下るとやっと中央高速道が見えてきて、ようやく国道20号線にでることができました。

これからトンネル入り口まで登り返すのかと憂鬱になりましたが、今まで下りで使っていた筋肉の動きと逆の動きになるので、ストレッチをしているように筋肉が気持ち良く伸びるのを感じ、あっという間にトンネル入り口に到着しました。特段、トンネルマニアでも廃線マニアでもない私は、とにかくこの先に駐車場があるのだということだけでしたが、山の下りで固まった筋肉がほぐれたことが何よりでした。

帰りには駅の駐車場が無料だったので、駅に併設されている売店でワインとぶどうのグラッセ、妻にはシャインマスカットグミをおみやげに買って、帰路につきました。

帰りの車中で、今度は愛鷹山あしたかやまに行って富士山の写真を撮りたいというMくんのお誘いに「さわやか」(静岡県にある有名なファミレスです)のハンバーグ食べるなら行くと、山より食欲が勝る秋なのでした。

D : 5

行政の窓から

その524

育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の改正について

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

令和6年5月31日、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が公布されました。

育児関係では、「子の看護休暇」が小学校3年生までに延長され、学級閉鎖や入学式なども対象になります。また、子の年齢に応じて、「残業免除」「テレワーク」など柔軟な働き方を実現するための措置が拡充されます。

介護関係では、介護に直面する前の段階から個々の労働者へ周知することで、介護離職を防ぎ、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい環境の実現に向けた措置が強化されます。

1)改正のポイント

子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現に向けた措置の拡充

- ①3歳以上、小学校就業前の子を養育する労働者に関する柔軟な働き方を実現するための措置、事業主が選択した措置について、労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務化
- ②所定外労働の制限(残業免除)の対象が小学校就学前の子まで拡大
- ③3歳に満たない子の養育のためのテレワーク導入が努力義務化
- ④子の看護休暇の見直し(小学校3年生修了までに延長され、感染症に伴う学級閉鎖等にも利用可能)
- ⑤妊娠・出産の申出時等における仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮の義務化

育児休業取得状況の公表義務拡大

- ⑥従業員数300人超の企業に対する育児休業の取得状況の公表義務化

次世代育成支援対策の推進・強化

- ⑦次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長(令和17年3月31日迄)
- ⑧従業員数100人超の企業に対する次世代育成支援対策推進法の行動計画策定時の育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定の義務化

介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

- ⑨介護に直面した旨の申出をした労働者に対する両立支援制度等に関する個別の周知・意向確認の義務化
- ⑩介護に直面する前の早い段階(40歳等)の両立支援制度等に関する情報提供の義務化等

2)施行日

- ・令和6年5月31日：上記⑦
・令和7年4月1日：上記②、③、④、⑥、⑧、⑨、⑩
・令和7年10月1日：上記①、⑤

3)オンライン説明会(令和7年1月23日公開予定)

今年度は、東京労働局公式チャンネルにおいて、オンライン説明会動画を公開します。本説明会では、改正内容や就業規則改訂のポイントについて、分かりやすく解説いたします。是非ご覧ください！

4)改正育児・介護休業法特設ページ(東京労働局ホームページ内)

改正法の条文や通達、解説リーフレット、Q&A、就業規則規定例などの役立つ情報を随時掲載しています。オンライン説明会動画も掲載予定ですので、是非ご活用ください。

問合せ先 東京労働局 雇用環境・均等部指導課 育児・介護休業法担当 ☎03-3512-1611



改正法特設
ページ

立体駐車場の車両搬送 リフトから墜落し死亡

業種 不動産業

職種 駐車場管理員

災害発生状況

事業場は屋内型の機械式立体駐車場の運営をしており、被災者と部下1名で勤務していた。部下が手書きの入庫リストにある現在の車の数と立体駐車場の操作盤で表示されている入庫数があわないことに気づき、被災者に報告した。

被災者は部下に機械を操作して入庫リストと操作盤表示を照合するよう指示した。部下が入庫リストと操作盤表示の照合を行っている間、被災者は入庫用のスペースに立ち入って下から異常がありそうな箇所を把握しようとした。

そのとき、部下が操作盤から入庫中の車を呼び出す操作をした。そのため、立体駐車場の出入り口ゲートが締められ、被災者は立体駐車場の中に閉じ込められた。すぐに車の搬送用リフトが上昇し被災者は足元から持ち上げられた。リフトが5mほど上昇したころ、被災者は墜落し死亡した。

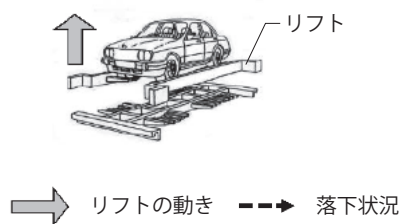
災害発生原因

- 1 被災者が立体駐車場内に立ち入っているにもかかわらず、部下がこれを確認しないまま操作パネルを操作したこと。
- 2 立体駐車場の作業者が退出してから駐車場の操作を行う等、立体駐車場の操作手順書を作成しこれを遵守させていなかったこと。
- 3 立体駐車場の管理責任者を指名し、その運用状況を日々管理し記録させる等の安全管理体制を整備していなかったこと。

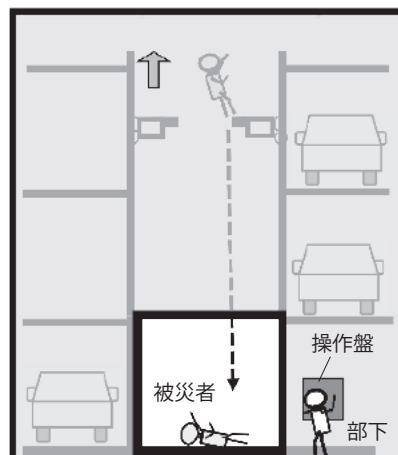
災害防止対策

- 1 立体駐車場内に立ち入るときには、機械の稼働を停止し、操作盤に錠を掛けるとともに操作盤に表示板を取付ける等他の者が当該機械を操作することを防止するための措置を講じること。
- 2 立体駐車場の作業者が退出してから駐車場の操作を行う等、立体駐車場の操作手順書を作成し、これを関係労働者に遵守させること。
- 3 立体駐車場の管理責任者を指名し、その運用状況を日々管理し記録させる等の安全管理体制を整備すること。

リフト図



立体駐車場立面図



※災害発生状況及び図は、実際の災害事例を参考に一部改変を加えているものであり、特定の災害の状況を正確に表しているものではありません。

令和6年死亡災害発生状況(対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在

29人

前年同期

38人

●令和6年死亡災害発生状況(11月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	1	1	0
建設業	11	16	-5
土木工事業	2	3	-1
建築工事業	6	10	-4
木造家屋建築工事業	0	0	0
その他の建設業	3	3	0
陸上貨物運送事業 ^(注2)	3	2	1
ハイヤー・タクシー業	0	2	-2
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	0	1	-1
商業	0	5	-5
小売業	0	1	-1
保健衛生業	1	0	1
社会福祉施設	1	0	1
接客娯楽業	1	0	1
飲食店	0	0	0
清掃と畜業	4	1	3
ビルメン業	2	1	1
その他の三次産業	6	9	-3
金融業	0	0	0
警備業	4	7	-3
その他(一次産業) ^(注3)	2	1	1
全産業合計	29	38	-9

(注1)左段は本年11月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
(注2)新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。
(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

●令和6年死傷災害発生状況(11月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	524	557	-5.9
建設業	856	886	-3.4
土木工事業	139	156	-10.9
建築工事業	568	562	1.1
木造家屋建築工事業	32	37	-13.5
その他の建設業	149	168	-11.3
陸上貨物運送事業 ^(注3)	901	896	0.6
ハイヤー・タクシー業	335	344	-2.6
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	345	333	3.6
商業	1,722	1,620	6.3
小売業	1,307	1,180	10.8
保健衛生業	1,271	1,339	-5.1
社会福祉施設	1,002	1,030	-2.7
接客娯楽業	920	872	5.5
飲食店	713	677	5.3
清掃と畜業	847	757	11.9
ビルメン業	543	499	8.8
その他の三次産業	1,553	1,452	7.0
金融業	95	80	18.8
警備業	296	318	-6.9
その他(一次産業) ^(注4)	75	57	31.6
全産業合計	9,349	9,113	2.6

(注1)左段は本年11月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
(注2)データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上(※
新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)の災害。
(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

講習会名	申込受付	科目	1月	2月	3月
受験準備	衛生管理者(第1種)	センター	学科 4日		24(月)~27(木)
		中央支部	学科 3日	27(月)~29(水)	
	衛生管理者(第2種)	センター	学科 3日		24(月)~26(水)
		中央支部	学科 2日	27(月)~28(火)	
	衛生(特例)	センター	学科 2日		26(水)~27(木)
		中央支部	学科 1日	29(水)	
衛生管理者	たま研修センタ	学科 2日			
X線	センター	学科 2日		27(木)~28(金)	

- 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなりますので、事前に申込状況をご確認ください。講習会に関する詳細は東基連・各支部のホームページ又は講習案内をご覧ください。
- 申込受付「たま研修センター」は、多摩各支部にお申し込みください。
- 「センター」の講習会場は、東京労働基準協会連合会 安全衛生研修センターの本館又は別館(江戸川区)です。
- 「中央支部」及び「中央・足立荒川」の講習会場は、全て中労基協ビル4階ホールです。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による講習は次のとおり。
 - ①雇入れ時安全衛生教育は、中労基協ビル4階ホールでのリアル開催と同時に Zoom による配信。
 - ②石綿作業主任者は王子工業会館が会場です。
 - ③熱中症予防教育セミナーは上野区民館が会場となります。
 - ④その他の講習会は東城職業能力開発センターが会場です。
- 亀戸・江戸川支部共催会場は、「亀戸」が亀戸文化センター、「船堀」がタワーホール船堀の各会場です。
- たま研修センター(八王子支部・立川支部・青梅支部・三鷹支部)の無記載講習会場は、たま研修センター(立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階)です。
- たま研修センターの講習について、「日野日野」は日野自動車日野工場、「日野羽村」は日野自動車羽村工場です。
- 安全衛生研修センターで行う玉掛け、小型移動式クレーン、床上操作式クレーン、高所作業車(10m以上)、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習及び低圧電気特別教育の実技は、当連合会が指定した日に受講していただけます。
- 高圧・特別高圧電気、テールゲートリフター特別教育の実技は、原則各事業場で実施していただけます。
- 建築物石綿含有建材調査者講習は、東基連ホームページの「建築物石綿含有建材調査者講習のご案内・お申込み」をご覧ください。

■ 会報「東基連」に関するご意見・ご要望等を kaiho-iken@toukiren.or.jp までお寄せください。 ■

編集後記

年の初め。街には華やかな新春の喜びがそこかしこに。今回の年末年始の休みは9連休という方も。もちろん、交通機関を始め接客業などに携わる方々は、フル回転の日々。安全・安心、そして快適な社会を支える多くの方々の労苦に、心からの感謝と敬意を表します。

東基連本部が入る中労基協ビル。一階の受付には、季節毎に姿を変える可愛いオブジェが。10月は紅葉とお月様とお団子。11月はハロウィン仮装姿のお人形とパンプキンさん。毎月、額を合わせて相談し、工夫を凝らしたオブジェを飾る職員達。今月は黄色い花を咲かせた福寿草とミニチュアの門松が、新春を言わじ訪れる方々を迎えています。

昨年11月12日に厚生労働省で「労働基準関係法制研究会(第14回)」が開催されました。「新しい時代の働き方に関する研究会報告」を踏まえ、令和6年1月から有識者が参加し議論を重ね、新しい制度の概要を盛り込んだ「議論のたたき台」を。「13日を超える連続勤務の禁止」、「勤務間インターバル11時間の原則」、更に「つながらない権利」等。この「議論のたたき台」を基に令和6年度内の取りまとめを目指し、労政審での議論を経て、早ければ令和8年に労働基準法改正案を国会に提出するとも。

企業・団体等、そしてフリーランスの方を含めその業務に従事する人達が社会を支えています。企業等と働く人達とその家族を幸福にするための法律。今回の法改正の議論の行方を見詰めながら、会員の方々に逸早く情報を提供して参ります。

職員の一人が「福寿草の花言葉をご存知ですか？ 花言葉は『幸せを招く』です」と。訪れる方々の幸を願う職員達に連なり、会員の方々のために意を尽くし力を注ぐ一年であれと心に定め、第一歩を踏み出します。本年も宜しくお願い致します。

(小太郎)

講習会名	申込受付	科目	1月	2月	3月	
登録講習会	安全衛生推進者	センター	学科 2日	20(月)~21(火)	25(火)~26(水)	27(木)~28(金)
		中央・足立荒川	学科 2日			
		たま研修センタ	学科 2日			11(火)~12(水)
	衛生推進者	センター	学科 1日	8(水)	14(金)	28(金)
		中央・足立荒川	学科 1日			
		たま研修センタ	学科 1日	24(金)		
	安全管理者選任時研修	センター	学科 2日	9(木)~10(金)	6(木)~7(金)	10(月)~11(火)
		中央・足立荒川	学科 2日			
		たま研修センタ	学科 2日			
特別教育	自由研削砥石	センター	学科・実技 1日	28(火)	17(月)	24(月)
	動力プレス機械金型調整等	たま研修センタ (日野羽村)	学科 1日			
	アーク溶接	センター	学科 2日	22(水)~23(木)	25(火)~26(水)	25(火)~26(水)
			実技 1日	24(金)	27(木)	27(木)
	高圧・特別高圧	センター	学科 2日	27(月)~28(火)	13(木)~14(金)	18(火)~19(水)
	低圧電気	センター	学科 1日	14(火)	4(火)	10(月)
			実技 1日	15(水)/16(木)/17(金)	5(水)/6(木)/7(金)	11(火)/12(水)/13(木)
	高所作業車(10m未満)	センター	学科・実技 1日		3(月)	
	第2種酸素欠乏	中央支部	学科 1日			
	粉じん	センター	学科 1日	30(木)		5(水)
	テールゲートリフター	センター	学科 1日	29(水)		26(水)
		中央支部	学科 1日			
		たま研修センタ	学科 1日			
	ダイオキシン	センター	学科 1日	7(火)		10(月)
	フルハーネス	たま研修センタ	学科・実技 1日	28(火)		
	化学物質管理者講習(準・1日)	センター	学科 1日			
中央支部		学科 1日		17(月)		
たま研修センタ		学科 1日		28(金)		
化学物質管理者講習(専門的)	センター	学科 2日		6(木)~7(金)		
	中央支部	学科 2日				
	たま研修センタ	学科 2日				
保護具着用管理責任者	センター	学科 1日	29(水)	14(金)	5(水)	
	中央支部	学科 1日				
	たま研修センタ	学科 1日			4(火)	
総括安全衛生管理者	中央・足立荒川	学科 1日				
その他	衛生管理者能力向上	センター	学科 2日			
	雇入れ時安全衛生教育	中央支部	学科 半日			
		たま研修センタ	学科 半日			
		上野・王子・足立荒川	学科 半日			
		亀戸・江戸川	学科 1日			
	職長教育	センター	学科 2日	7(火)~8(水)	6(木)~7(金)	4(火)~5(水)
	職長・安全衛生責任者	たま研修センタ	学科 2日		26(水)~27(木)	
	携帯用丸のこ盤	センター	学科・実技 1日			
	KYT	センター	学科 1日	30(木)	12(水)	6(木)
		上野・王子・足立荒川	学科 1日			
亀戸・江戸川		学科 半日		19(水)/20(木)		
熱中症予防管理者研修	中央支部	学科 半日				
熱中症予防教育セミナー	上野・王子・足立荒川	学科 半日				

法定講習会等開催予定 (2025年1月～3月)

東基連では、安全衛生研修センターのほか、各支部において講習会を開催しております。各講習の詳細は、各開催回の案内(リーフレットまたはホームページ(本部・各支部))をご覧ください。お問い合わせ・お申し込みは下表の「申込受付」あてお願いいたします。開催会場の略称等につきましては下表欄外(30ページ)をご覧ください。 (2024年12月12日現在)

講習会名		申込受付	科目	1月	2月	3月
石綿建材調査者(一般)	センター	学科	2日	22(水)～23(木)		6(木)～7(金)
		試験	1日	2/3(月)		17(月)
石綿建材調査者(一戸建て等)	センター	学科	1日			
		試験	1日			
床上操作式クレーン	センター	学科	2日		12(水)～13(木)	
		実技	1日		14(金)／17(月)／18(火)	
小型移動式クレーン	センター	学科	2日	9(木)～10(金)		6(木)～7(金)
		実技	1日	14(火)／15(水)／16(木)		10(月)／11(火)／12(水)
ガス溶接	センター	学科	1日	20(月)	19(水)	18(火)
		実技	1日	21(火)	20(木)	19(水)
フォークリフト(11時間)	センター	学科	1日			
		実技	1日			
フォークリフト(31時間)	センター	学科	1日	6(月)	4(火)	3(月)
		実技	平日	7(火)～9(木)		4(火)～6(木)
	たま研修センタ	学科	1日	16(木)		6(木)
		実技(日野羽村)	3日	19(日)26(日)2/2(日)		9(日)16(日)23(日)
高所作業車(10m以上)	センター	学科	1日	17(金)		14(金)
		実技	1日	20(月)／21(火)／22(水)		17(月)／18(火)／19(水)
玉掛け	センター	学科	2日	23(木)～24(金)	17(月)～18(火)	24(月)～25(火)
		実技	1日	27(月)／28(火)／29(水)	19(水)／20(木)／21(金)	26(水)／27(木)／28(金)
玉掛け技能+クレーン特別教育学科	たま研修センタ	学科	2日	29(水)～30(木)		
	実技(日野羽村)	1日	2/9(日)／16(日)			
	たま研修センタ	学科	2日			
クレーン(希望者)	たま研修センタ	実技	1日			
	(日野日野)					
木工機械	センター	学科	2日			
プレス機械	センター	学科	2日			
乾燥設備	センター	学科	2日		27(木)～28(金)	
	たま研修センタ	学科	2日			
はい作業	センター	学科	2日		27(木)～28(金)	
	たま研修センタ	学科	2日			
特化・四アルキル鉛	センター	学科	2日	7(火)～8(水)	4(火)～5(水)	18(火)～19(水)
	中央支部	学科	2日	20(月)～21(火)		27(木)～28(金)
	たま研修センタ	学科	2日	22(水)～23(木)		
鉛	センター	学科	2日		12(水)～13(木)	
酸素欠乏・硫化水素	センター	学科	2日	14(火)～15(水)	18(火)～19(水)	11(火)～12(水)
		実技	1日	16(木)／17(金)	20(木)／21(金)	13(木)／14(金)
	中央支部	学科	2日		25(火)～26(水)	
		実技	1日		27(木)	
	たま研修センタ	学科	2日		4(火)～5(水)	
実技	1日			6(木) ／7(金)		
有機溶剤	センター	学科	2日	9(木)～10(金)	6(木)～7(金)	3(月)～4(火)
		実技	1日	27(月)～28(火)	25(火)～26(水)	24(月)～25(火)
たま研修センタ	学科	2日		18(火)～19(水)		
石綿	センター	学科	2日	9(木)～10(金)	4(火)～5(水)	3(月)～4(火)
		実技	1日	20(月)～21(火)	12(水)～13(木)	18(火)～19(水)
	中央支部	学科	2日	16(木)～17(金)	20(木)～21(金)	25(火)～26(水)
	たま研修センタ	学科	2日	22(水)～23(木)		
	上野・王子・足立荒川	学科	2日			
金属アーク(限定)	センター	学科	1日		13(木)	

技能講習